

事業者向け物価高騰対策

「エネルギー価格高騰対策支援金」のご案内

燃料油を始めとするエネルギー価格高騰の影響を大きく受けた中小企業者等（農林水産業含む）の負担軽減を図るため、市独自の支援金を支給します。

以下に該当する事業者を対象に、**【支援金（10万円～50万円）】**を支給します。

給付対象（以下の全てに該当する方が給付対象となり得ます）

- （1）令和4年12月以前から市内に事業所を有する中小企業者等
- （2）令和4年12月以前から事業収入を得ており、申請時点で事業継続の意思がある
- （3）市内の事業所で事業に要した令和4年のエネルギー経費（※1、2）が100万円以上

（※1）電気、燃料油（ガソリン、軽油、重油及び灯油等）及びガス（都市ガス、プロパンガス、LPG（液化石油ガス）、LNG（液化天然ガス）及びCNG（天然ガス）等）等の料金（これらを販売する目的で購入した場合の費用を除き、消費税及び地方消費税を含む。例示以外のものでも車輛・機械等を動かすための燃料について、エネルギー経費として認めます。ただし、エンジンオイル、添加剤等は対象外になります。）

（※2）医療・福祉版応援金など、同種の支援等を受けた事業所は算定対象から除く。

【支給額】

令和4年の年間エネルギー経費	支援金の額
100万円以上 400万円未満	10万円
400万円以上 2,000万円未満	20万円
2,000万円以上	50万円

申請書類の提出（郵送）先・受付期間

【提出先】本庁商工観光課（〒798-8601 宇和島市曙町1番地）
※感染拡大防止のため、原則郵送での申請になります。
（郵送での申請が困難な場合には、本庁商工観光課での窓口申請可）

【受付期間】令和5年4月3日（月曜日）～~~6月30日（金曜日）~~**7月31日（月曜日）**

申請に必要な提出書類の概要は、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】 宇和島市役所 商工観光課 商工係
（電話） 0895-49-7080（平日のみ 8:30～17:15）

申請に必要な書類

1. 申請書

2. エネルギー経費を証明する書類

- ◆月別エネルギー経費申立書（市指定様式）

3. 事業活動を証明する書類（確定申告書類等）の写し

【個人事業主】

◆青色申告の場合

- ・令和4年所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書

◆白色申告の場合

- ・令和4年所得税確定申告書第一表及び収支内訳書

◆住民税申告の場合

- ・令和5年度住民税申告書及び収支内訳書

※確定申告書第一表の控え等には、收受日付印の押印等があるものが必要になります。

【中小法人等】

◆直近の決算書

※表紙、貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費内訳書、製造原価報告書の提出必須

4. 振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

- ◆金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるもの

5. 本人確認書類（個人事業者のみ）

- ◆運転免許証の写し(両面)、個人番号カードの写し(オモテ面のみ) など

制度、必要な提出書類等の詳細は宇和島市HPでご確認ください。

※申請書様式などは、市ホームページからダウンロードできます。

ダウンロードや印刷ができない場合には、本庁商工観光課又は各支所産業建設系の窓口で配布しております。

宇和島市 HP
QRコード



宇和島

ココロまじわうトコロ